

■ 消費税インボイス制度導入に伴う対応（大阪取引所・東京商品取引所）

日本国内で消費税の授受を伴う受渡決済を行う先物取引において、受渡しの受方（買主）が仕入税額控除を受けられるように、渡方（売主）は適格請求書発行事業者に限られます。（個人事業者にあつては事業として行う取引に限られます。）

■ 当社における消費税及びインボイス授受の対象商品

大阪取引所	貴金属	金（標準）、白金（標準）、パラジウム
-------	-----	--------------------

※当社では銀、金限日、白金限日、ゴム、農産物、東京商品取引所エネルギーの受渡しは行っておりません。

■ 受渡しの渡方（売主）となる際のご注意事項

当社における消費税及びインボイス授受の対象商品の受渡決済においては、**渡方（売主）は適格請求書発行事業者である必要**があり、**建玉を保有する場合は、当社に適格請求書発行事業者としての登録番号を通知していただきます**。また、適格請求書発行事業者の登録番号のご通知が一定の期日までにない場合は、**当社で当該売建玉をお客様の計算において買い戻しの決済をいたしますのでご注意ください**。

■ インボイスの交付について

消費税法に定める媒介者等による適格請求者等の交付の特例に基づき、渡方（売主）に代わって取引所がインボイスを作成し、受方（買主）に交付します。

※渡方（売主）にはインボイスの写しとして清算書を発行します。

インボイスの原本には渡方（売主）情報は記載されず、清算書には受方（買主）情報が記載されません。インボイスに記載される金額は、約定値段ではなく受渡値段に基づいて計算された額になります。

■ 消費税の申告・計算方法について

2023年10月の消費税インボイス制度導入後においては、受渡決済を行った渡方（売主）も受方（買主）も、インボイスに記載された受渡代金に基づいて、消費税の課税標準及び支払い対価の額の計算を行うこととなります。

■ 適格請求書発行事業者ではないお客様

2023年10月以降、適格請求書発行事業者でなければ、受渡決済（消費税の授受を伴う商品に限られません。差金決済により取引を終了した場合は該当しません。）の渡方となることができなくなります。

それまでに保有している倉荷証券についても、2023年10月以降は適格請求書発行事業者の登録を受けていなければ受渡決済で渡方となることができませのでご注意ください。

なお、渡方（売主）をご検討されているお客様で、適格請求書発行事業者を必要としない限月は下記までとなります。

大阪取引所	貴金属	金標準・白金標準・パラジウム	2023年8月限まで
-------	-----	----------------	------------

■ 当社に貴金属（金標準・白金標準・パラジウム）の倉荷証券を差し入れているお客様

当社ではインボイス制度の適用に伴い、貴金属（金標準・白金標準・パラジウム）の倉荷証券を差し入れているお客様は、2023年10月以降、代用証拠金としてご利用できなくなりますのでご注意ください。